

第106期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2024年6月21日（金曜日）

午前10時（受付開始：午前9時）

開催場所

名古屋市中区錦三丁目19番17号

名古屋銀行本店 9階ホール

（巻末の株主総会開催場所ご案内略図をご参照ください。）

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

株主総会ご出席株主さまへの「お土産」はご用意しておりません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。



書面及びインターネット
による議決権行使期限

2024年6月20日（木曜日）

午後5時30分まで



名古屋銀行

証券コード：8522

ごあいさつ

株主の皆さまには、日頃より格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

第106期定時株主総会を6月21日（金曜日）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

今年度は、第22次経営計画「未来創造業の真価の発揮」の2年目を迎えます。当経営計画で掲げた「サステナビリティ」「人的資本戦略」「DX戦略」の3つの戦略を着実に実行し、2030年ビジョン「お客さまとともに成長する地域No.1金融グループ」の達成に向けて取り組むことで、地域社会の持続的な発展に貢献するとともに、当行の企業価値向上を図ってまいります。

引き続き、地域金融機関としての社会的使命と責務をしっかりと果たすべく、当行の創業以来不変である社は「地域社会の繁栄に奉仕する」を大切に、役職員一同気持ちを一つにして行動してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、引き続き一層のご支援、お引き立てを賜りますようお願い申し上げます。



取締役頭取 藤原 一郎

第22次経営計画 未来創造業の真価の発揮 2023年4月～2031年3月

パーパス（存在意義）とミッション・ビジョン・バリュー



株 主 各 位

名古屋市中区錦三丁目19番17号

株式会社名古屋銀行

取締役頭取 藤原 一朗

第106期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当行第106期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しましては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当行ウェブサイト】

<https://www.meigin.com/ir/shareholder/index.html>



【株主総会資料掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/8522/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



※「銘柄名（会社名）」に「名古屋銀行」又は「コード」に当行証券コード「8522」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/P R 情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）又はインターネットによって事前に議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年6月20日（木曜日）午後5時30分までに、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月21日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

2. 場 所 名古屋市中区錦三丁目19番17号
名古屋銀行本店 9階ホール

3. 目的事項

- 報告事項 1. 第106期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
- 2. 第106期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

■決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

以 上

◎株主総会に関する留意事項

- ・電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当行定款の規程に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査等委員会は次の①から③の事項を含む監査対象書類を監査しております。また、会計監査人は次の②及び③の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ①事業報告の「当行の新株予約権等に関する事項」、「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」、「業務の適正を確保する体制」、「特定完全子会社に関する事項」、「親会社等との間の取引に関する事項」、「会計参与に関する事項」、「その他」
 - ②計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
 - ③連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
- ・電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイト並びに株主総会資料掲載ウェブサイト及び東証ウェブサイトにもその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）

日時 2024年6月21日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

場所 名古屋銀行本店 9階ホール

（巻末の株主総会開催場所ご案内略図をご参照ください。）

書面（郵送）で議決権を行使される場合



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、「賛」の表示があったものとして取り扱います。

行使期限 2024年6月20日（木曜日）午後5時30分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイト（<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>）にアクセスし、議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限 2024年6月20日（木曜日）午後5時30分まで

- ① インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取扱わせていただきます。
- ② インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行なわれた議決権行使を有効なものとして取扱わせていただきます。
- ③ 株主さま以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ④ 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。
- ⑤ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主さまのご負担となります。

機関投資家の皆さまへ

株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙右片(裏面)に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙右片(裏面)に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙右片(裏面)に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
☎ 0120-768-524
(受付時間 9:00~21:00(年末年始を除く))

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

第106期の期末配当につきましては、株主還元方針と当期の業績等を総合的に勘案し、当行株式への投資魅力を高め、一層の利益還元を図るべく、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

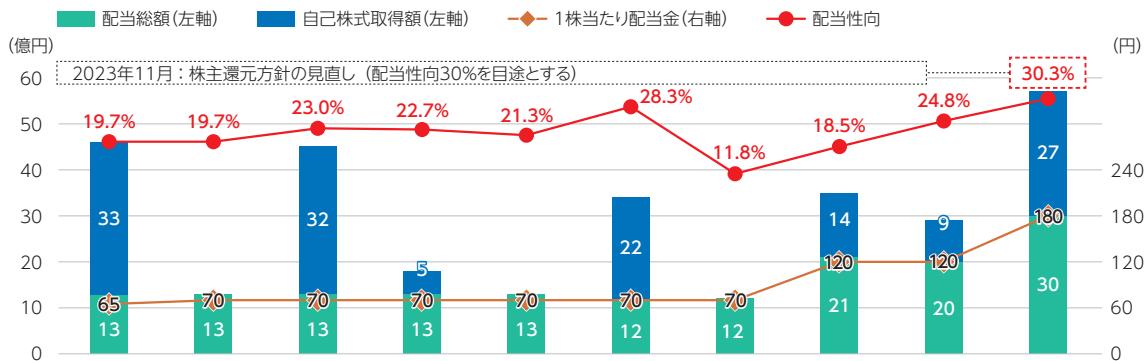
1 配当財産の種類	金銭
2 配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当行普通株式1株につき 金100円 配当金総額 1,668,573,300円
3 剰余金の配当が効力を生じる日	2024年6月24日（月曜日）

※中間配当金として1株につき金80円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき金180円となります。

【ご参考】株主還元方針

資本の健全性、成長投資の機会との最適なバランスの株主還元を行ってまいります。株主還元は配当性向30%を目処といたします。また、自己株式取得については、資本効率の向上に資する株主還元策として機動的に実施します。

【株主還元の推移】



	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	10期平均
総還元性向	69.1%	19.7%	78.0%	32.3%	21.3%	77.6%	11.8%	30.4%	35.5%	57.3%	43.3%

2022年2月：株主還元方針の策定（総還元性向30%以上）ならびに株主優待制度の変更

※2016年10月1日に10株を1株に株式併合

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（10名）は任期満了となりますので、経営体制の効率化のため1名減員し、取締役9名の選任をお願いいたします。

本議案に関しまして、監査等委員会は、独立社外取締役を主要な構成員とする指名報酬委員会において適切な手続きを経て指名されていることを確認し、取締役候補者各々について検討を行った結果、妥当であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号		氏名		現在の当行における地位	取締役会出席状況
1	再任	ふじわら いちろう 藤原 一郎		取締役頭取（代表取締役）	100%（18回/18回）
2	再任	みなみで まさお 南出 政雄		常務取締役（代表取締役）	100%（18回/18回）
3	再任	みずの ひでき 水野 秀樹		常務取締役	100%（18回/18回）
4	再任	こんどう かず 近藤 和		取締役経営企画部長	100%（18回/18回）
5	再任	よしとみ ふみひで 吉富 文秀		取締役営業企画部長	100%（18回/18回）
6	再任	しみず さだはる 清水 貞晴		取締役事業支援部長	100%（13回/13回）
7	再任	たち まさひこ 館 征彦		取締役本店営業部長	100%（13回/13回）
8	再任	むねかた ひさこ 宗方 比佐子	社外	独立役員 社外取締役	100%（18回/18回）
9	再任	きぬがわ さちえ 絹川 幸恵	社外	独立役員 社外取締役	100%（13回/13回）

1 藤原 一郎

再任

◆生年月日
1965年1月12日生



- ◆略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況
1987年4月 株式会社日本興業銀行入行
2003年8月 当行入行 融資部次長
2004年10月 同 第3エリア長 兼 名古屋駅前支店長
2005年6月 同 執行役員第3エリア長 兼 名古屋駅前支店長
2006年6月 同 常務取締役
2013年6月 同 取締役副頭取
2017年6月 同 取締役頭取
現在に至る
- ◆担当
内部監査部

- ◆所有する当行の株式
19,067株

◆取締役候補者とした理由
経営企画部門、営業推進部門等に携わる等、豊富な経験や知見及び専門知識を有しており、取締役頭取として経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者としたものであります。

2 南出 政雄

再任

◆生年月日
1965年9月5日生



- ◆略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況
1988年4月 当行入行
2010年10月 同 鳴海支店長
2012年6月 同 総合企画部 統括次長
2014年1月 同 総合企画部 副部長
2014年4月 同 豊田南支店長
2016年4月 同 個人営業部長
2018年4月 同 経営企画部長
2018年6月 同 執行役員経営企画部長
2020年6月 同 取締役経営企画部長
2021年6月 同 常務取締役
現在に至る
 - ◆担当
経営企画部・人材開発部・事業支援部・金融投資部・東京事務所
- (重要な兼職の状況)
名古屋ビジネスサービス株式会社 取締役
株式会社ナイス 取締役

- ◆所有する当行の株式
5,416株

◆取締役候補者とした理由
個人営業部門、経営企画部門等に携わる等、豊富な経験や知見及び専門知識を有しており、常務取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者としたものであります。



◆所有する当行の株式
2,519株

◆略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況

1990年4月	当行入行
2012年6月	同 鴻仏目支店長
2014年4月	同 総合企画部 次長
2014年10月	同 総合企画部 統括次長
2015年7月	同 経営企画部 副部長
2018年10月	同 今池支店長
2020年5月	同 経営企画部 部付部長 兼 次期システム移行室長
2020年9月	同 事務システム部長
2021年6月	同 執行役員経営企画部長
2022年6月	同 取締役経営企画部長
2023年6月	同 常務取締役 現在に至る

◆担当 業務部・内部統制部

(重要な兼職の状況)

名古屋ビジネスサービス株式会社 取締役社長
株式会社名古屋キャピタルパートナーズ 取締役

◆取締役候補者とした理由

事務システム部門、経営企画部門等に携わる等、豊富な経験や知見及び専門知識を有しており、常務取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者としたものであります。



◆所有する当行の株式
2,566株

◆略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況

1990年4月	当行入行
2012年1月	同 総合企画部 次長
2014年4月	同 総合企画部 統括次長
2014年10月	同 浜松支店長
2017年4月	同 市場営業部 副部長
2019年4月	同 金融投資部長
2021年6月	同 執行役員金融投資部長
2022年6月	同 取締役金融投資部長
2023年6月	同 取締役経営企画部長 現在に至る

(重要な兼職の状況)

株式会社名古屋キャピタルパートナーズ 取締役社長

◆取締役候補者とした理由

経営企画部門、金融投資部門等に携わる等、豊富な経験や知見及び専門知識を有しており、取締役経営企画部長として経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者としたものであります。

5 よし とみ ふみ ひで 吉富 文秀

再任

◆生年月日
1967年6月6日生



◆略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況

1990年4月 当行入行
2012年1月 同 一ツ木支店長
2013年10月 同 東中島支店長
2016年1月 同 小田井支店長
2017年6月 同 営業企画部 副部長
2020年1月 同 尾張西エリア長 兼 一宮支店長
2021年6月 同 執行役員法人営業部長
2022年6月 同 取締役営業企画部長
現在に至る

◆所有する当行の株式
2,466株

(重要な兼職の状況)
株式会社名古屋キャピタルパートナーズ 取締役

◆取締役候補者とした理由

営業企画部門、法人営業部門等に携わる等、豊富な経験や知見及び専門知識を有しており、取締役営業企画部長として経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者としたものであります。

6 し みず さだ はる 清水 貞晴

再任

◆生年月日
1966年12月25日生



◆略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況

1989年4月 当行入行
2010年6月 同 愛西支店長
2012年6月 同 枇杷島通支店長
2014年7月 同 六番町支店長
2016年4月 同 豊橋支店長
2018年4月 同 名古屋北エリア長 兼 藤が丘支店長
2020年6月 同 執行役員上前津エリア長 兼 上前津支店長
2023年6月 同 取締役事業支援部長
現在に至る

◆所有する当行の株式
3,542株

◆取締役候補者とした理由

支店長、エリア長等を歴任する等、豊富な経験や知見及び専門知識を有しており、取締役事業支援部長として経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者としたものであります。



◆所有する当行の株式
1,442株

◆略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況

1989年 4月 当行入行
2010年10月 同 平田町支店長
2013年 4月 同 鳴海東支店長
2014年 7月 同 営業統括部 次長
2015年 4月 同 法人営業部 次長
2015年 6月 同 営業企画部 副部長
2017年 6月 同 八熊支店長
2019年 7月 同 法人営業部長
2021年 6月 同 執行役員営業企画部長
2022年 6月 同 執行役員本店営業部長
2023年 6月 同 取締役本店営業部長
現在に至る

◆取締役候補者とした理由

法人営業部門、営業企画部門等に携わる等、豊富な経験や知見及び専門知識を有しており、取締役本店営業部長として経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者としたものであります。



◆所有する当行の株式
—

◆略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況

1993年 4月 豊田短期大学 人間関係学科 助教授
1998年 4月 桜花学園大学 人文学部 助教授
2002年 4月 金城学院大学 人間科学部 教授
2015年 4月 学校法人金城学院 理事
2018年 4月 金城学院大学 特命副学長
2018年 4月 同 女性みらい研究センター長
2020年 6月 当行社外取締役（現任）
2021年 4月 金城学院大学 名誉教授（現任）
2021年 4月 宗方比佐子キャリア心理学ラボ 代表（現任）
現在に至る

（重要な兼職の状況）

金城学院大学 名誉教授
宗方比佐子キャリア心理学ラボ 代表

◆社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

大学教授、学校法人の理事・特命副学長等の重職を歴任され、豊富な経験と幅広い知見により、経営陣から独立した立場で、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化、当行の経営及びダイバーシティへの助言・提言、業務執行に対する監督等に引き続き貢献いただけると判断し、社外取締役候補者としたものであります。同氏は直接企業経営に関与されたことはありませんが、上記の理由により社外取締役として、その職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。



◆所有する当行の株式

—

◆略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年 4月	株式会社富士銀行入行
2004年 8月	みずほ証券株式会社 市場営業第4部長
2008年 6月	同 人事部ダイバーシティ推進室長
2010年 4月	同 ウェルスマネジメント部長
2013年 4月	同 成城支店長
2015年 4月	同 名古屋駅前支店長
2017年 4月	同 執行役員名古屋支店長
2019年 4月	同 執行役員リテール・事業法人部門営業担当
2021年 4月	みずほビジネスパートナー株式会社 代表取締役社長（現任）
2023年 6月	当行社外取締役（現任） 現在に至る

（重要な兼職の状況）

みずほビジネスパートナー株式会社 代表取締役社長

◆社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

金融業務の重職を歴任し、愛知県における金融マーケットも熟知され、現在は企業経営者として、豊富な経験と幅広い知見を有していることから、経営陣から独立した立場で、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化、当行の経営及びダイバーシティへの助言・提言、業務執行に対する監督等に引き続き貢献いただけると判断し、社外取締役候補者としたものであります。

- (注) 1. 各候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2. 宗方比佐子氏及び絹川幸恵氏は、社外取締役候補者であります。
3. 宗方比佐子氏及び絹川幸恵氏は、現在、当行の社外取締役であります。両氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって宗方比佐子氏が4年、絹川幸恵氏が1年となります。
4. 当行は、宗方比佐子氏及び絹川幸恵氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所に対し、独立役員として届け出ており、両氏の再任をご承認いただいた場合は、引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
5. 当行は、宗方比佐子氏及び絹川幸恵氏との間で、会社法第427条第1項及び当行定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、両氏の再任をご承認いただいた場合には、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
6. 当行は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、取締役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役全員（4名）は任期満了となりますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案につきまして、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名		現在の当行における地位		取締役会・監査等委員会 出席状況
1	再任	おか ともあき 岡 智明	取締役常勤監査等委員		取締役会 100%（18回/18回） 監査等委員会 100%（17回/17回）
2	新任	おがわ えつお 小川 悦雄	社外	独立役員	—
3	新任	わたなべ ゆたか 渡邊 穰	社外	独立役員	—
4	新任	もり みほ 森 美穂	社外	独立役員	—



◆略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年4月 当行入行
 2008年6月 同 融資部 次長
 2010年6月 同 千音寺支店長
 2012年10月 同 桜山支店長
 2015年6月 同 事務システム部 副部長
 2018年9月 同 内部監査部長
 2021年9月 同 監査等委員会事務局 事務局長
 2022年6月 同 取締役常勤監査等委員
 現在に至る

◆所有する当行の株式
600株

(重要な兼職の状況)

株式会社名古屋リース 監査役
 株式会社名古屋カード 監査役
 名古屋ビジネスサービス株式会社 監査役
 株式会社名古屋エム・シーカード 監査役
 株式会社名古屋キャピタルパートナーズ 監査役
 株式会社ナイス 監査役

◆監査等委員である取締役候補者とした理由

融資部門や内部監査部長を歴任するなど、監査及び財務・会計に関する豊富な経験や知見及び専門知識を有しており、監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断したためであります。



◆略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況

1974年4月 愛知県庁入庁
 2002年4月 同 総務部知事公室 調整監
 2004年4月 同 総務部 次長
 2007年4月 同 知事政策局長
 2010年4月 愛知県副知事
 2014年5月 公益財団法人愛知県健康づくり振興事業団 理事長
 2015年7月 愛知県信用保証協会 理事長 (2020年9月退任)
 現在に至る

◆所有する当行の株式
—

◆監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

愛知県庁等において重職を歴任され、豊富な経験と幅広い知見を有しており、また愛知県信用保証協会では理事長を務められ財務・会計に関する適切な知見も有しており、経営陣から独立した立場で、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化、当行の経営への助言・提言、業務執行に対する監督等に貢献いただけると判断し、監査等委員である社外取締役候補者としたものであります。なお、同氏は直接企業経営に関与されたことはありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役として、その職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。



- ◆略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況
- | | | |
|----------|--------------|----------------------------|
| 1978年 4月 | 中部電力株式会社 | 入社 |
| 2007年 7月 | 同 | 執行役員 販売本部 法人営業部長 |
| 2008年 7月 | 同 | 執行役員 販売本部 営業部長 |
| 2009年 7月 | 同 | 常務執行役員 販売本部 営業部長 |
| 2011年 7月 | 同 | 取締役 専務執行役員 販売本部長 |
| 2012年 7月 | 同 | 取締役 専務執行役員 お客さま本部長 |
| 2015年 6月 | 株式会社中電オートリース | 取締役社長 |
| 2018年 4月 | 中電不動産株式会社 | 取締役社長 (2023年3月退任)
現在に至る |

◆所有する当行の株式

—

- ◆監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要
- 企業経営者として重職を歴任され、豊富な経験と財務・会計に関する適切な知見を有しており、経営陣から独立した立場で、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化、当行の経営への助言・提言、業務執行に対する監督等に貢献いただけると判断し、監査等委員である社外取締役候補者としたものであります。



- ◆略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況
- | | |
|----------|--------------------------------------|
| 1996年 4月 | 弁護士登録 (名古屋弁護士会 (現愛知県弁護士会)) |
| 1996年 4月 | 那須國宏法律事務所入所 |
| 2002年 9月 | 森美穂法律事務所 (現森法律事務所) 開設 代表 (現任) |
| 2021年 6月 | 株式会社プロトコーポレーション 社外取締役 (現任) |
| 2022年 3月 | 初穂商事株式会社 社外取締役 (監査等委員) (現任)
現在に至る |

◆所有する当行の株式

—

(重要な兼職の状況)

森法律事務所 代表
株式会社プロトコーポレーション 社外取締役
初穂商事株式会社 社外取締役 (監査等委員)

- ◆監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要
- 法曹界における豊富な経験と幅広い知見を有しており、経営陣から独立した立場で、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化、当行の経営及びダイバーシティへの助言・提言、業務執行に対する監督等に貢献いただけると判断し、監査等委員である社外取締役候補者としたものであります。なお、同氏は、過去に社外取締役となること以外の方法で直接企業経営に関与されたことはありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役として、その職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

- (注) 1. 各候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2. 小川悦雄氏、渡邊穰氏及び森美穂氏は、社外取締役候補者であります。
3. 本議案を原案通りご承認いただいた場合には、小川悦雄氏、渡邊穰氏及び森美穂氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所に対し、独立役員として届け出る予定であります。
4. 当行は、岡智明氏との間で、会社法第427条第1項及び当行定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、同氏の再任をご承認いただいた場合には、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、小川悦雄氏、渡邊穰氏及び森美穂氏の選任をご承認いただいた場合には、各氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当行は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、監査等委員である取締役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしております。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

【ご参考】

1. 取締役会・指名報酬委員会の構成

以下の取締役会等の構成は、本株主総会における取締役（監査等委員である取締役を除く。）選任議案及び監査等委員である取締役選任議案が原案どおりご承認いただけた場合を前提に作成しております。

取 締 役 会		指名報酬委員会
藤原 一郎		委 員
南出 政雄		委 員
水野 秀樹		
近藤 和		
吉富 文秀		
清水 貞晴		
舘 征彦		
宗方 比佐子	社外 独立役員	委員長
絹川 幸恵	社外 独立役員	委 員
岡 智明（常勤監査等委員）		
小川 悦雄（監査等委員）	社外 独立役員	委 員
渡邊 穰（監査等委員）	社外 独立役員	委 員
森 美穂（監査等委員）	社外 独立役員	委 員

【ご参考】

2. 当社が取締役に特に期待する分野

以下の一覧表は、本株主総会における取締役（監査等委員である取締役を除く。）選任議案及び監査等委員である取締役選任議案が原案どおりご承認いただけた場合を前提に作成しております。

氏名	地位	経営戦略	財務会計	法務・リスク管理	人材開発・ダイバーシティ	営業戦略・マーケティング	国際・市場運用	IT・システム
藤原 一郎	取締役頭取	○	○	○	○	○		
南出 政雄	専務取締役	○	○		○	○	○	
水野 秀樹	常務取締役	○	○	○				○
近藤 和	常務取締役	○	○				○	
吉富 文秀	常務取締役	○	○			○	○	
清水 貞晴	取締役		○			○		
舘 征彦	取締役		○			○		
宗方比佐子	社外取締役				○			
絹川 幸恵	社外取締役	○	○		○		○	
岡 智明	取締役 常勤監査等委員		○	○				
小川 悦雄	社外取締役 監査等委員	○	○					
渡邊 穰	社外取締役 監査等委員	○	○			○		
森 美穂	社外取締役 監査等委員			○	○			

※上記一覧表は、取締役候補者の有する全ての知見を表すものではありません。

【ご参考】

3. 上場政策株式の縮減に向けた取組み

(1) 基本方針

上場政策株式については、収益性や当行のサービス向上への寄与、地域経済の成長・活性化と当行の中長期的な企業価値向上の観点から、保有の妥当性を判断しております。なお、原則として縮減していくことを基本方針とし、保有の妥当性が認められる場合であっても、状況の変化や財務戦略などを勘案し、投資先との十分な対話を経たうえで売却を検討いたします。

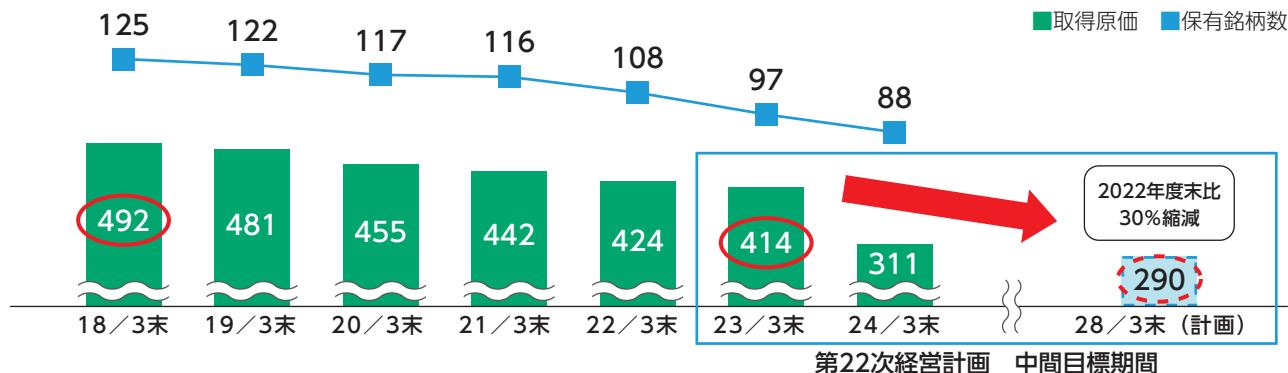
(2) 上場政策株式の縮減目標

第22次経営計画の2027年度「財務」中間目標として、上場政策株式縮減額（取得原価ベース）2022年度末比30%（124億円）を設定しております。

(3) 縮減により生じた資金の活用

第22次経営計画の2030年ビジョンのありたい姿「お客さまとともに成長する地域No.1金融グループ」を目指す中で、上場政策株式の縮減により生じた資金をサステナビリティ投融資・人的資本及びDX化への投資・株主の皆さまへの還元等に充当し企業価値向上に努めてまいります。

上場政策株式の取得原価と保有銘柄数の推移（単位：億円、先）



【参考】 2018年3月末から2028年3月末の10年間で200億円超の縮減となります。

第106期事業報告 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

当行の主要な事業内容、金融経済環境

当行は、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務、有価証券投資業務、商品有価証券売買業務、社債受託及び登録業務等を行い、お客さまの多様なニーズにより一層応えていくため、経営資源の合理化・効率化の実現に取り組んでおります。

当期におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行に伴い経済活動の正常化が進む一方で、ウクライナ情勢の膠着化や円安の進行、急激な物価上昇などの不確実性の高まりにより、脱コロナを原動力とする景気回復は道半ばの状況となっております。

また、春季労使交渉での堅調な賃上げを受け、賃金上昇と物価上昇の好循環が見込めることになったことを背景に、日本銀行は金融政策の正常化に向けてマイナス金利政策の解除に踏み切りました。今後は大規模金融緩和からの転換が金融・為替市場の動向や实体经济に及ぼす影響を注視する状況にあります。

愛知県を中心とする当地域の経済においては、一部に弱めの動きもみられるものの、総じて緩やかな回復基調にあります。

事業の経過及び成果

このような経済環境の中、当行は2023年4月より計画期間を8年間とする第2次経営計画「未来創造業の真価の発揮」をスタートし、2030年ビジョン「お客さまとともに成長する地域No.1金融グループ」の達成を目指して、各種施策を実施してまいりました。

その結果、預金は期末残高4兆5,198億円（対前期末比+2,295億円）、貸出金は期末残高3兆7,917億円（対前期末比+1,592億円）となりました。収益面は、資金運用収益の増加に加え、上場政策株式の縮減により株式等売却益が増加する一方、国債等債券売却損の計上により、経常利益は136億23百万円、当期純利益は97億18百万円を計上いたしました。

なお、総自己資本比率につきましては、13.13%（国際統一基準）となり、十分な水準を維持しております。



<健全な地域経済の成長への支援>

2023年8月に、自動車産業支援に注力している地方銀行7行（名古屋銀行、足利銀行、群馬銀行、静岡銀行、広島銀行、山形銀行、横浜銀行）において、「自動車産業支援の高度化に向けた覚書」を締結いたしました。自動車産業は、CASEの進展・カーボンニュートラル対応等、急激に事業環境が変化しており、100年に一度の大変革期にあると言われております。各地域の自動車産業の動向及び各行が保有する知見・ノウハウの共有により、地元企業の中長期的な成長及び経営課題の解決を支援する取り組みの高度化を図ってまいります。

<健康経営 (D&I) >

健康経営の取り組みを通じて、当行で働く従業員が熱意と活力に満ち、働きがいを感じられる職場環境の整備や、D&I（ダイバーシティ&インクルージョン）を推進し、多様性に満ちた人材が活躍できる職場風土の構築を目指しております。2022年7月より開始した従業員の健康面や職場環境に関するサポートを目的とした保健師による全職場訪問面談の実施や2023年10月より開始した従業員が「自立的に考える」風土を醸成するための手段の1つとしてドレスコードフリー（ビジネスカジュアル）を正式導入等、様々な施策に取り組んだ結果、2024年3月には「健康経営優良法人~ホワイト500~」に2年連続で認定されました。引き続き健康経営を積極的に推進し、従業員一人ひとりがイキイキと輝きながら、お客さまとともに地域の未来を創り出す企業として挑戦し続けてまいります。



2024
健康経営優良法人
Health and productivity
ホワイト500

<銀行サービスのDX化>

2023年6月に、個人向けインターネットバンキング「bankstage」をご利用されているお客さまを対象として「Web諸届受付サービス」の取り扱いを開始いたしました。また、2023年12月には、来店不要で投資信託口座・NISA口座の口座開設手続きが完了する「投資信託・NISA口座Web開設サービス」の取り扱いを開始しております。今後もDX（デジタルトランスフォーメーション）化による、サービス拡充・業務効率化を進めてまいります。



<静岡・名古屋アライアンス>

2022年4月より、静岡銀行との包括業務提携「静岡・名古屋アライアンス」をスタートしております。

本年度の具体的な取り組みとして、2023年6月には、お客さまの課題解決を通じた地域産業の活性化及び雇用の維持・創出を目的とした「静岡・名古屋アライアンスファンド」を共同で設立いたしました。2024年3月には第1号案件として、愛知県の製造業へ出資を行っております。

2023年7月には、中部電力ミライズコネクト株式会社が運営する「フードロス削減につながる食品福袋購入サービス“TSUNAGU table”」及び「お買い物E Cサービス“Kacchao”」に商品を供給するサプライヤー企業を募集するビジネス商談会を共同開催いたしました。

資産形成分野においては、当行では取り扱いのない株式・債券等の商品をご希望されるお客さまに幅広く提案を行うため、2023年10月に静銀ディーエム証券名古屋本店を当行本店ビル2階に開設いたしました。また、お客さまの豊かなセカンドライフの実現を金融面から支援するため、新たに共同開発した個人年金保険「じぶん年金☆介護プラス」（2023年8月）の取り扱い、及び個人年金保険「そだてる果実」（2023年11月）の取り扱いを開始いたしました。2023年9月には、お客さまの安定的な資産形成の実現を支援するため、「資産形成オンラインセミナー」を共同開催いたしました。

収益面においては、両行合計・5年間の累計で100億円の目標に対し、2年目までの実績は両行合計33億円の提携効果を実現しており、順調に進捗しております。



当行の対処すべき課題

地域金融機関を取り巻く経営環境は、少子高齢化の進行による人口構造の変化、欧米各国の政策金利引き上げに伴う輸入物価の上昇などの影響により、先行き不透明な状況が継続しております。

また、デジタル技術の活用によりキャッシュレス決済が進展し、金融サービスの在り方が大きく変化するなど、お客さまの価値観やニーズが年々多様化・高度化しており、これまで以上に環境変化への対応力が必要とされております。

こうした中、当行では、第22次経営計画「未来創造業の真価の発揮」の2年目を迎え、①サステナビリティ、②人的資本戦略、③DX戦略の3つの戦略を着実に実践していくことで、2030年ビジョンである「お客さまとともに成長する地域No.1金融グループ」の達成を目指してまいります。

当行は、創業以来不変である社は「地域社会の繁栄に奉仕する」ことを着実に実行いたします。企業の社会的責任の履行や、コンプライアンスの徹底はもちろん、地域金融機関としての責務を全役職員が自覚しつつ、常にお客さま目線で価値判断をし、今後もお客さまとともに成長し発展していきたいと考えております。

皆さまにおかれましては、一段と力強いご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位 百万円)

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
預 金	3,949,682	4,036,006	4,290,255	4,519,813
定期性預金	1,076,139	1,039,976	1,114,103	1,157,724
その他	2,873,543	2,996,030	3,176,151	3,362,089
貸 出 金	3,170,614	3,342,103	3,632,448	3,791,700
個人向け	878,941	933,197	1,005,907	1,064,940
中小企業向け	1,804,897	1,907,735	2,114,279	2,222,697
その他	486,775	501,170	512,261	504,062
商品有価証券	—	—	—	—
有 価 証 券	744,998	828,483	880,594	938,103
国 債	92,779	115,961	118,264	100,037
その他	652,218	712,521	762,330	838,066
総 資 産	4,869,447	5,115,430	5,054,774	5,380,511
内 国 為 替 取 扱 高	15,550,797	18,431,631	19,743,133	21,648,143
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 1,902	百万ドル 1,675	百万ドル 2,947	百万ドル 1,485
経 常 利 益	9,144	15,189	10,703	13,623
当 期 純 利 益	10,597	11,139	8,263	9,718
1株当たりの当期純利益	円 銭 585.13	円 銭 621.13	円 銭 477.40	円 銭 575.32

(注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たりの当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式控除後）で除して算出しております。

(3) 使用人の状況

	当年度末
使用人数	1,805人
平均年齢	41年9月
平均勤続年数	18年0月
平均給与月額	437千円

- (注) 1. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。
 2. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 3. 平均給与月額は、3月の時間外手当を含む平均給与月額であり、賞与は含んでおりません。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数

	当年度末	
	店	うち出張所
愛知県	107	(1)
岐阜県	2	(0)
静岡県	2	(0)
大阪府	1	(0)
東京都	1	(0)
国内計	113	(1)
アジア	1	(0)
海外計	1	(0)
合計	114	(1)

- (注) 1. 愛知県の営業所数にはエイティエム支店（1か店）、インターネット支店（1か店）を含んでおります。
 2. 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を次のとおり設置しております。

	当年度末
店舗外現金自動設備	75か所

ロ 当年度新設営業所

該当事項はございません。

- (注) 1. 当年度において以下の海外駐在員事務所を廃止いたしました。
 (廃止1か所) 上海駐在員事務所
 2. 当年度において以下の店舗外現金自動設備を廃止いたしました。
 (廃止1か所) 大名古屋ビルヂング出張所

ハ 銀行代理業者の一覧

該当事項はございません。

ニ 銀行が営む銀行代理業等の状況

該当事項はございません。

(5) 設備投資の状況

当年度に実施した設備投資は次のとおりです。

イ 設備投資の総額

(単位 百万円)

設 備 投 資 の 総 額	6,353
---------------	-------

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

ロ 重要な設備の新設等

(単位 百万円)

内 容	金 額
店 舗 建 物 の 新 築 ・ 増 改 築 ・ 購 入 等	2,881
店 舗 用 地 等 購 入	2,298
事 務 機 械	1,016
ソ フ ト ウ ェ ア	156

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況
該当事項はございません。

ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当行が有する 子会社等の議決権比率	その他
名古屋ビジネス サービス株式会社	名古屋市中 区	現金等の整理・精査業務 事務集中業務	百万円 10	% 100.00	—
株式会社名古屋リース	名古屋市中 区	総合ファイナンス リース業	60	100.00	—
株式会社名古屋カード	名古屋市中 区	クレジットカード業 保証業務	50	100.00	—
株式会社名古屋 エム・シーカード	名古屋市中 区	クレジットカード業 保証業務	30	100.00	—
株式会社名古屋 キャピタルパートナーズ	名古屋市中 区	投資事業有限責任組合 の組成・管理業務	50	100.00	—
株式会社ナイス	名古屋市中 区	医療システム事業 I C T 事業	30	100.00	—

- (注) 1. 当行が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
2. 当行に連結される会社は上記の6社であり、当期の連結経常収益は1,012億76百万円、連結経常利益は145億13百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は100億36百万円となりました。

重要な業務提携の概況

1. 当行は、十六銀行・百五銀行及び愛知銀行と、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っており、静岡銀行、三井住友銀行、三菱UFJ銀行、中京銀行とも現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。
2. 第二地銀協地銀37行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称SCS）を行っております。
3. 第二地銀協地銀37行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行62行、信用金庫255金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合139組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連575（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
4. 第二地銀協地銀37行の提携により、通信回線を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービス及び入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。
5. ゆうちょ銀行及びイオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
6. イーネット、セブン銀行及びローソン銀行との提携により、コンビニエンスストアの店舗内等に設置した現金自動設備による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
7. 株式会社静岡銀行との間で、「包括業務提携契約」（静岡・名古屋アライアンス）を締結しております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当事項はございません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当事項はございません。

2. 会社役員（取締役）に関する事項

(1) 会社役員の状況

①取締役の状況

2024年3月31日現在

氏名	地位及び担当	重 要 な 兼 職	その他
藤原 一郎	取締役頭取（代表取締役） 内部監査部 担当		
南出 政雄	常務取締役（代表取締役） 経営企画部、人材開発部、 事業支援部、金融投資部、 東京事務所 担当	名古屋ビジネスサービス株式会社 取締役 株式会社ナイス 取締役	
山本 克俊	常務取締役 営業本部長	株式会社名古屋リース 取締役 株式会社名古屋カード 取締役 株式会社名古屋エム・シーカード 取締役	
水野 秀樹	常務取締役 業務部、内部統制部 担当	名古屋ビジネスサービス株式会社 取締役社長 株式会社名古屋キャピタルパートナーズ 取締役	
近藤 和	取締役 経営企画部長	株式会社名古屋キャピタルパートナーズ 取締役社長	
吉富 文秀	取締役 営業企画部長	株式会社名古屋キャピタルパートナーズ 取締役	
清水 貞晴	取締役 事業支援部長		
舘 征彦	取締役 本店営業部長		
宗方 比佐子	取締役（社外取締役）	金城学院大学 名誉教授 宗方比佐子キャリア心理学ラボ 代表	
絹川 幸恵	取締役（社外取締役）	みずほビジネスパートナー株式会社 代表取締役社長	
岡 智明	取締役（常勤監査等委員）	株式会社名古屋リース 監査役 株式会社名古屋カード 監査役 名古屋ビジネスサービス株式会社 監査役 株式会社名古屋エム・シーカード 監査役 株式会社名古屋キャピタルパートナーズ 監査役 株式会社ナイス 監査役	(注) 2 (注) 4
長谷川 信義	取締役（監査等委員）(社外取締役)	公益財団法人愛知大学教育研究支援財団 非常勤理事	(注) 3
近藤 堯夫	取締役（監査等委員）(社外取締役)	近藤堯夫法律事務所 弁護士	
阪口 正敏	取締役（監査等委員）(社外取締役)	中部電力株式会社 特別囑託 原子力発電環境整備機構 副理事長	

(注) 1. 当行は、社外取締役の宗方比佐子氏、絹川幸恵氏及び社外取締役（監査等委員）の長谷川信義氏、近藤堯夫氏、阪口正敏氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として両取引所に届け出ております。

- 取締役（常勤監査等委員）岡智明氏は銀行の融資部門や内部監査部長を歴任するなど、監査及び財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 取締役（監査等委員）長谷川信義氏は、愛知県信用保証協会において理事長を務めた経験等により、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 重要会議への出席、会計監査人や内部監査部門等との連携により得られた情報などを監査等委員会で共有することを通じて監査・監督機能の実効性を高めるために、取締役（監査等委員）岡智明氏を常勤の監査等委員として選定しております。

②当事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位
服部 悟	2023年6月23日	任期満了	常務取締役
松原 武久	2023年6月23日	任期満了	取締役（社外取締役）

(2) 会社役員に対する報酬等

①当事業年度に係る報酬等の総額等

(単位 百万円)

区分	支給人数	報酬等	報酬等	
			基本報酬	非金銭報酬等
取締役（監査等委員である取締役を除く）	12名	153 (25)	130 (25)	23
監査等委員である取締役	4名	32 (—)	32 (—)	—
合計	16名	185 (25)	162 (25)	23

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記には、2023年6月23日開催の第105期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員である取締役を除く）2名を含んでおります。
3. 使用人兼務取締役の使用人分（5名）の報酬等の額は64百万円（18百万円）で、上記一覧表の「報酬等」の額には含まれておりません。
4. 上記の括弧内書には、役員賞与金を記載しています。
5. 「報酬等」には、当事業年度における役員賞与引当金繰入額25百万円（取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）8名に対し25百万円）、譲渡制限付株式報酬に基づく費用計上額23百万円（取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）8名に対し23百万円）が含まれております。

②業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬等の定めはございません。

③非金銭報酬等の内容

【譲渡制限付株式報酬】

当行は、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対し、当行の取締役を退任する日までの譲渡制限期間が設定された当行普通株式を付与しております。これは、取締役が当行の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的としたものであり、年間の報酬の総額は70百万円以内かつ4万株以内であります。

当該株式報酬の交付状況は、「4. (4) 当事業年度中に当行役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況」に記載のとおりであります。

④取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額は、2020年6月26日開催の第102期定時株主総会において、年額270百万円以内（うち社外取締役分は30百万円以内。ただし使用人分給与を含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は11名（うち社外取締役2名）です。また、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬は、2022年6月24日開催の第104期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額とは別枠で年額70百万円以内かつ4万株以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）の員数は8名です。

監査等委員である取締役の報酬等の額は、2020年6月26日開催の第102期定時株主総会において年額70百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名です。

⑤役員報酬等の内容の決定に関する方針等

イ.取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の決定方針の決定の方法

企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能し、株主利益とも連動し、かつ、経営計画も踏まえた報酬体系を構築すべく、取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の決定方針（以下、「決定方針」という。）を指名報酬委員会が策定し、その内容を尊重して2022年5月11日開催の取締役会において決定方針を決議いたしました。

□. 決定方針の内容の概要

1. 基本方針

当行の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬は、固定報酬としての基本報酬、役員賞与、譲渡制限付株式報酬により構成し、社外取締役についてはその職務に鑑み、基本報酬のみとする。地域社会の繁栄に奉仕する地域金融機関として短期的な利益偏重になることなく、経営理念の継続的な浸透を通じて、持続的な成長を図ることが重要と考え、一時的な利益変動に連動させる報酬体系とはしない。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当行の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、当行の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。役員賞与を支給する場合は、役位、職責、当行の業績や経済・社会情勢等を踏まえたうえで適正性を重視しつつ決定し、事業年度終了後一定の時期に支給するものとする。

3. 非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当行の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するため、非金銭報酬として譲渡制限付株式報酬制度により譲渡制限付株式を各事業年度につき1回、一定の時期に割り当てるものとし、割当株式数は役位別に決定するものとする。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、基本報酬の月額の前200%前後を一律で非金銭報酬等である譲渡制限付株式報酬の個別の割当株式数の算定に用いる基準額とする。業績連動報酬等は支給しない。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、株主総会決議により決定された報酬総額の範囲内で、社外取締役が委員長を務め、委員の過半数が社外取締役で構成される指名報酬委員会がその具体的内容を決定する。その内容は、各取締役の基本報酬および賞与の額、譲渡制限付株式報酬の個別の割当株式数の算定に用いる基準額とする。なお、譲渡制限付株式報酬は、指名報酬委員会が決定した基準額に基づき、取締役会で取締役個人別の割当株式個数を決議する。

ハ. 当該事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、社外取締役を委員長とする指名報酬委員会が内容について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその内容を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

⑥取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当行は、2018年8月22日開催の取締役会にて指名報酬委員会に取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ）の個人別の報酬等の決定権限を委任する旨の決議をしております。この権限を委任した理由は、過半数が社外取締役に構成される指名報酬委員会に委任することで、報酬等の決定プロセスの透明性を確保するためであります。指名報酬委員会は業績や経済・社会情勢等を踏まえた上で適正性を重視しつつ、株主総会において決議した範囲内で「役員報酬規程」に基づき、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等を決定後、取締役会に報告しております。なお、非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬については、指名報酬委員会が決定した基準額に基づき、取締役会で取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）の個人別の割当株式個数を決議しております。当該報酬額等を決定した日における指名報酬委員会の構成は次のとおりです。

氏名	地位及び担当
松原 武久	社外取締役
宗方 比佐子	社外取締役
長谷川 信義	社外取締役（監査等委員）
近藤 堯夫	社外取締役（監査等委員）
阪口 正敏	社外取締役（監査等委員）
藤原 一郎	取締役頭取（内部監査部担当）
南出 政雄	常務取締役（経営企画部・人材開発部・事業支援部・金融投資部・東京事務所担当）

【参考】

当行は、指名報酬委員会において地域社会の繁栄に奉仕する地域金融機関として全てのステークホルダーの価値の持続的な向上に資する役員報酬のあり方を審議し、その結果、経営計画に掲げる経営目標の達成に向けた業績向上のインセンティブ向上および業績に対する経営責任を明確化する観点から、2024年度から「業績連動報酬制度」を導入することを決定し、2024年3月27日の取締役会において決議しました。

2024年度の業績連動報酬を含む決定方針の概要は次のとおりです。

(1) 業績連動報酬の対象者

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）

(2) 業績連動報酬の算定方法

経営計画等に掲げる財務目標（連結ROE、コア業務純益）及び非財務目標（ワークエンゲージメント）を指標として、指名報酬委員会があらかじめ定められた算定方法により各事業年度の業績評価を行い、業績連動報酬の総額を決定します。個人別の業績連動報酬額は、役位別に定められたポイント数をもとに、報酬総額を総ポイント数で按分して決定します。

(3) 業績連動報酬の支給方法

算定期間となる事業年度終了後に一時金として支給することとします。報酬総額は、2020年6月26日開催の第102期定時株主総会において決議された報酬の限度額は超えないものとします。

(4) 業績連動報酬等の没収や返還に関する方針

業績連動報酬を受ける権利の全部もしくは一部の没収または支給済みの業績連動報酬の全部もしくは一部の返還を求める事由について定めています。なお、譲渡制限付株式報酬については、当行と支給対象役員が支給の都度締結する「譲渡制限付株式割当契約書」において、支給した株式の無償取得事由を定めております。

(3) 責任限定契約

氏 名		責任限定契約の内容の概要
社外取締役	宗方 比佐子	会社法第423条第1項の賠償責任について、その任務を怠ったことにより当行に対して損害を与えた場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額の範囲内で、当行に対して損害賠償責任を負うものとする。
社外取締役	絹川 幸恵	
取締役（常勤監査等委員）	岡 智明	
社外取締役（監査等委員）	長谷川 信義	
社外取締役（監査等委員）	近藤 堯夫	
社外取締役（監査等委員）	阪口 正敏	

(4) 補償契約

該当事項はございません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当行の取締役及び執行役員	被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補する。 すべての被保険者について、その保険料を全額当行が負担する。 被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は填補されない等、一定の免責事由を設けることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
社外取締役	宗方 比佐子 金城学院大学 名誉教授 宗方比佐子キャリア心理学ラボ 代表
社外取締役	絹川 幸恵 みずほビジネスパートナー株式会社 代表取締役社長
社外取締役（監査等委員）	長谷川 信義 公益財団法人愛知大学教育研究支援財団 非常勤理事
社外取締役（監査等委員）	近藤 堯夫 近藤堯夫法律事務所 弁護士
社外取締役（監査等委員）	阪口 正敏 中部電力株式会社 特別嘱託 原子力発電環境整備機構 副理事長

- (注) 1. 社外役員が兼職している他の法人等と当行との間には、特別な関係はありません。
2. 中部電力株式会社と当行との間には、通常の銀行取引があります。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名		在任期間	取締役会・監査等委員会への出席状況	取締役会・監査等委員会における発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	宗方 比佐子	4年	取締役会18回開催 内18回出席	大学教授等の豊富な経験と幅広い知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な助言・提言を行っております。また、指名報酬委員会の委員長として、客観的・中立的立場で重要な役割を担ったほか、取締役会、指名報酬委員会以外においても代表取締役・業務執行部門等と意見交換を行い、有益な提言、意見具申を行っております。
社外取締役	絹川 幸恵	1年	2023年6月就任以降 取締役会13回開催 内13回出席	金融業界における豊富な経験と幅広い知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な助言・提言を行っております。また、指名報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で重要な役割を担ったほか、取締役会、指名報酬委員会以外においても代表取締役・業務執行部門等と意見交換を行い、有益な提言、意見具申を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	長谷川 信義	8年	取締役会18回開催 内18回出席 監査等委員会17回開催 内17回出席	長年地方行政等に携わった豊富な経験と幅広い知見に基づき、取締役会・監査等委員会において適切な助言・提言を行っており、特に、財務・会計に関する知見を活かし、当行の監査機能強化に寄与しております。また、指名報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で重要な役割を担ったほか、取締役会・監査等委員会、指名報酬委員会以外においても代表取締役・監査法人・業務執行部門等と意見交換を行い、有益な提言、意見具申を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	近藤 堯夫	8年	取締役会18回開催 内18回出席 監査等委員会17回開催 内17回出席	法曹界における豊富な経験と幅広い知見に基づき、取締役会・監査等委員会において適切な助言・提言を行っており、特に企業法務やコンプライアンスの観点から当行のガバナンス体制強化に寄与しております。また、指名報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で重要な役割を担ったほか、取締役会・監査等委員会、指名報酬委員会以外においても代表取締役・監査法人・業務執行部門等と意見交換を行い、有益な提言、意見具申を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	阪口 正敏	5年	取締役会18回開催 内18回出席 監査等委員会17回開催 内16回出席	企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見に基づき、取締役会・監査等委員会において適切な助言・提言を行っており、当行の経営全般の監督機能強化に寄与しております。また、指名報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で重要な役割を担ったほか、取締役会・監査等委員会、指名報酬委員会以外においても代表取締役・監査法人・業務執行部門等と意見交換を行い、有益な提言、意見具申を行っております。

(注) 在任期間は、本総会終結の時点の年数を表示しております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位 百万円)

区 分	支 給 人 数	銀 行 からの 報 酬 等
報 酬 等 の 合 計	6名	25

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(4) 社外役員の意見

該当事項はございません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株 式 数

発行可能株式総数 50,000千株

発行済株式の総数 16,755千株

(注) 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数 13,196名

(3) 大 株 主

株 主 の 氏 名 又 は 名 称	当 行 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数 等	持 株 比 率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,333	7.98
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	726	4.35
名 銀 み の り 会	599	3.59
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	581	3.48
住 友 生 命 保 険 相 互 会 社	516	3.09
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	421	2.52
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	413	2.47
三 井 住 友 海 上 火 災 保 険 株 式 会 社	409	2.45
大 樹 生 命 保 険 株 式 会 社	368	2.20
株 式 会 社 十 六 銀 行	366	2.19

(注) 1. 持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、自己株式 (69千株) を控除した発行済株式の総数 (16,685千株) により算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(4) 当事業年度中に当行役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

	株式の交付を受けた者の人数	株式の種類及び数
取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）	8人	当行普通株式7,380株
社外取締役（監査等委員である取締役を除く）	—	—
監査等委員である取締役	—	—

(注) 当行の株式報酬の内容につきましては、「2. (2) 会社役員に対する報酬等」に記載しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

イ 自己株式の取得

当行は、資本効率の向上を通じて株主還元の充実を図るため、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、取締役会決議により自己株式を取得いたしました。

当事業年度において取得した自己株式は、次のとおりであります。

取締役会決議日	取得期間 (約定ベース)	株式の種類	株式数	取得価額の総額
2023年3月22日	2023年4月3日～ 2023年5月30日	当行普通株式	300千株	1,012百万円
2023年11月10日	2023年11月13日	当行普通株式	300千株	1,716百万円
合計			600千株	2,728百万円

ロ 自己株式の消却

当行は、会社法第178条の規定に基づき、取締役会決議により自己株式を消却いたしました。

当事業年度において消却した自己株式は、次のとおりであります。

取締役会決議日	消却実施日	株式の種類	株式数	自己株式消却額
2023年3月22日	2023年8月21日	当行普通株式	300千株	983百万円
2023年11月10日	2024年2月9日	当行普通株式	300千株	1,579百万円
合計			600千株	2,562百万円

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位 百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任あずさ監査法人 指定有限責任社員 中村哲也 指定有限責任社員 鈴木賢次	65	非監査業務 CRS・FATCAへの専門的指導・助言 コンフォートレター

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 会計監査人に当行、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額
有限責任あずさ監査法人 72百万円
3. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて、取締役、行内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて検討した結果、会計監査人が所要の監査体制・監査時間を確保し、適正な監査を実施するために本監査報酬額が妥当な水準であると認められることから、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。
4. 当行と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず実質的にも区分できないため、上記報酬等にはこれらの合計額を記載しております。

(2) 責任限定契約

該当事項はございません。

(3) 補償契約

該当事項はございません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める解任事由に該当する状況にあると判断した場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

第106期末貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	556,995	預金	4,519,813
現金	30,545	当座預金	416,554
預け金	526,450	普通預金	2,861,992
コールローン	1,059	貯蓄預金	32,475
有価証券	938,103	通知預金	14,162
国債	100,037	定期預金	1,157,657
地方債	128,073	定期積金	66
社債	207,758	その他の預金	36,904
株式	171,663	譲渡性預金	123,340
その他の証券	330,571	コールマネー	426
貸出金	3,791,700	債券貸借取引受入担保金	17,363
割引手形	19,156	借入金	351,513
手形貸付	70,789	借入金	351,513
証書貸付	3,415,140	外国為替	60
当座貸越	286,613	未払外国為替	60
外国為替	4,340	社債	20,000
外国他店預け	3,759	信託勘定借	1,588
買入外国為替	501	その他負債	13,029
取立外国為替	79	未払法人税等	3,802
その他資産	39,224	未払費用	1,918
前払費用	18	前受収益	854
未収収益	3,109	給付補填備金	0
金融派生商品	96	金融派生商品	1,198
金融商品等差入担保金	286	リース債務	76
その他の資産	35,713	資産除去債務	53
有形固定資産	40,302	その他の負債	5,124
建物	10,923	賞与引当金	994
土地	26,575	役員賞与引当金	25
リース資産	60	退職給付引当金	2,794
建設仮勘定	5	睡眠預金払戻損失引当金	37
その他の有形固定資産	2,736	偶発損失引当金	1,558
無形固定資産	1,427	繰延税金負債	30,288
ソフトウェア	1,366	再評価に係る繰延税金負債	2,766
ソフトウェア仮勘定	1	支払承諾	9,485
その他の無形固定資産	58	負債の部合計	5,095,086
前払年金費用	13,837	(純資産の部)	
支払承諾見返	9,485	資本金	25,090
貸倒引当金	△ 15,965	資本剰余金	18,645
資産の部合計	5,380,511	資本準備金	18,645
		利益剰余金	157,359
		利益準備金	8,029
		その他利益剰余金	149,329
		買換資産圧縮積立金	1,620
		別途積立金	57,720
		繰越利益剰余金	89,989
		自己株式	△ 367
		株主資本合計	200,728
		その他有価証券評価差額金	80,829
		土地再評価差額金	3,867
		評価・換算差額等合計	84,696
		純資産の部合計	285,425
		負債及び純資産の部合計	5,380,511

第106期損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		75,989
資金運用収益	41,946	
貸出金利息	28,636	
有価証券利息配当金	12,139	
コールローン利息	177	
預け金利息	619	
その他の受入利息	373	
信託報酬	48	
役務取引等収益	13,370	
受入為替手数料	2,552	
その他の役務収益	10,817	
その他業務収益	662	
外国為替売買益	496	
商品有価証券売買益	0	
国債等債券売却益	164	
国債等債券償還益	2	
その他経常収益	19,961	
償却債権取立益	2	
株式等売却益	19,615	
その他の経常収益	342	
経常費用		62,365
資金調達費用	8,460	
預金利息	1,487	
譲渡性預金利息	44	
コールマネー利息	563	
債券貸借取引支払利息	3,206	
借入金利息	223	
社債利息	111	
その他の支払利息	2,823	

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
役務取引等費用	3,339	
支払為替手数料	377	
その他の役務費用	2,962	
その他業務費用	17,143	
国債等債券売却損	15,199	
国債等債券償還損	1,610	
国債等債券償却	261	
社債発行費消却	50	
その他の業務費用	22	
営業経費	28,546	
その他経常費用	4,876	
貸倒引当金繰入額	3,220	
貸出金償却	0	
株式等売却損	62	
株式等償却	102	
その他の経常費用	1,491	
経常利益		13,623
特別損失		4
固定資産処分損	4	
税引前当期純利益		13,618
法人税、住民税及び事業税	5,083	
法人税等調整額	△1,183	
法人税等合計		3,900
当期純利益		9,718

第106期末連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	557,277	預金	4,513,131
コールローン及び買入手形	1,059	譲渡性預金	123,340
有価証券	934,253	コールマネー及び売渡手形	426
貸出金	3,780,857	債券貸借取引受入担保金	17,363
外国為替	4,340	借入金	370,563
リース債権及びリース投資資産	39,154	外国為替	60
その他資産	54,453	社債	20,000
有形固定資産	41,741	信託勘定借	1,588
建物	11,035	その他負債	31,871
土地	26,604	賞与引当金	1,139
建設仮勘定	5	役員賞与引当金	41
その他の有形固定資産	4,096	退職給付に係る負債	249
無形固定資産	1,727	役員退職慰労引当金	36
ソフトウェア	1,658	睡眠預金払戻損失引当金	37
ソフトウェア仮勘定	4	偶発損失引当金	1,558
その他の無形固定資産	65	利息返還損失引当金	25
退職給付に係る資産	23,139	繰延税金負債	33,993
繰延税金資産	779	再評価に係る繰延税金負債	2,766
支払承諾見返	9,493	支払承諾	9,493
貸倒引当金	△ 17,240	負債の部合計	5,127,688
資産の部合計	5,431,037	(純資産の部)	
		資本金	25,090
		資本剰余金	21,241
		利益剰余金	164,268
		自己株式	△ 367
		株主資本合計	210,234
		その他有価証券評価差額金	80,852
		土地再評価差額金	3,867
		退職給付に係る調整累計額	8,395
		その他の包括利益累計額合計	93,115
		純資産の部合計	303,349
		負債及び純資産の部合計	5,431,037

第106期連結損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		101,276
資金運用収益	41,134	
貸出金利息	28,598	
有価証券利息配当金	11,365	
コールローン利息及び買入手形利息	177	
預け金利息	619	
その他の受入利息	373	
信託報酬	48	
役務取引等収益	13,142	
その他業務収益	26,991	
その他経常収益	19,960	
償却債権取立益	2	
その他の経常収益	19,957	
		<hr/>
経常費用		86,763
資金調達費用	8,518	
預金利息	1,487	
譲渡性預金利息	44	
コールマネー利息及び売渡手形利息	563	
債券貸借取引支払利息	3,206	
借入金利息	288	
社債利息	111	
その他の支払利息	2,815	
役務取引等費用	3,116	
その他業務費用	38,952	
営業経費	31,030	
その他経常費用	5,146	
貸倒引当金繰入額	3,475	
その他の経常費用	1,671	
		<hr/>
経常利益		14,513
特別利益		5
固定資産処分益	5	
特別損失		4
固定資産処分損	4	
税金等調整前当期純利益		14,513
法人税、住民税及び事業税	5,706	
法人税等調整額	△1,229	
法人税等合計		4,477
当期純利益		10,036
親会社株主に帰属する当期純利益		10,036

独立監査人の監査報告書

2024年5月13日

株式会社名古屋銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人 名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中村 哲也
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 賢次
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社名古屋銀行の2023年4月1日から2024年3月31日までの第106期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「[計算書類等の監査における監査人の責任]」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2024年5月13日

株式会社名古屋銀行
取締役会 御中有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中村 哲也
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 賢次

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社名古屋銀行の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社名古屋銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を適読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第106期 事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、内部監査部門や内部統制部門等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、常勤監査等委員が全ての子会社の監査役を兼務し、子会社の取締役会等に出席するほか、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月13日

株式会社名古屋銀行 監査等委員会

常勤監査等委員 岡 智 明 ㊞

監査等委員 長谷川 信 義 ㊞

監査等委員 近 藤 堯 夫 ㊞

監査等委員 阪 口 正 敏 ㊞

(注) 監査等委員 長谷川信義、近藤堯夫、阪口正敏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以 上

株主総会開催場所ご案内略図

開催日時

2024年6月21日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

開催場所

名古屋銀行本店 9階ホール

名古屋市中区錦三丁目19番17号 TEL. 052-951-5911（代表）



名古屋銀行本店

交通のご案内

地下鉄 栄駅 **1番出口** 徒歩約5分



◎ご来場の際しましては、公共交通機関のご利用をお願い申し上げます。

株主総会ご出席株主さまへの「お土産」はご用意しておりません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

